

## 現行計画の達成状況・評価及び今後の施策の基本的方向と具体的な取組

### 【 1 . 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大】

#### 1 . 現行計画の達成状況・評価

##### < 目標 >

- あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画を促進する。

##### ( 1 ) 国の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

##### 【計画期間中に実施した主な施策】

- 内閣府において「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」を毎年実施、公表し、各府省は平成 17 年度末までのできるだけ早い時期に審議会等の女性委員割合を 30%にするという目標達成のための計画的取組を推進（内閣府、各府省）
- 「女性国家公務員の採用・登用の拡大に関する指針」の策定（平成 13 年 5 月）・フォローアップの実施（人事院）〔各府省は指針に基づき「女性職員の採用・登用拡大計画」を策定〕
- 男女共同参画推進本部において「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」を決定（平成 16 年 4 月）
- 上記本部決定を踏まえ、各省庁人事担当課長会議において具体的な取組を申合せ。平成 22 年度頃までの政府全体の女性採用者割合の目安として、種試験事務系区分について 30%程度とする等の目標設定（平成 16 年 4 月）
- 日本学術会議において、平成 12 年に定めた「女性会員比率を今後 10 年間で 10%まで高める」という目標に向け、女性会員の増加を図る等の取組を実施

##### 【主な政策効果】

- ジェンダー・エンパワーメント指数（GEM）の推移

	12 年	13 年	14 年	15 年	16 年
位/か国中	41/70	31/64	32/66	44/70	38/78

資料出所：国連開発計画（UNDP）「人間開発報告書」

- 国の審議会等委員に占める女性の割合

	12 年	13 年	14 年	15 年	16 年
比率（%）	20.9	24.7	25.0	26.8	28.2

資料出所：内閣府「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」

- 臨時委員、特別委員、専門委員等に占める女性の割合

	12 年	13 年	14 年	15 年	16 年
比率（%）	-	10.6	11.5	12.4	11.9

資料出所：内閣府「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」

● 国家公務員採用者に占める女性の割合 ( % )

採用年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
種試験	16.0	15.6	15.9	16.4	19.6
種試験	25.3	25.5	25.7	24.5	27.8
種試験	38.8	36.8	36.2	42.2	34.5

資料出所：人事院調べ

● 女性国家公務員の登用状況 ( % )

	12年度	13年度	14年度	15年度
行政職(一) 計	17.1	17.1	17.4	17.4
4～6級(係長級)	14.9	15.3	15.8	15.8
7,8級(本省課長補佐級)	5.2	5.3	5.3	5.4
9～11級(本省課長・準課長級)	1.4	1.5	1.4	1.6
指定職	0.4	0.7	0.8	0.8

資料出所：人事院「一般職の国家公務員の任用状況調査」

● 日本学術会議の女性会員割合

	17期(9年～12年)	18期(12年～15年)	19期(15年～17年)
比率(%)	1.0(2人)	3.3(7人)	6.2(13人)

資料出所：日本学術会議調べ

( 2 ) 地方公共団体等における取組の支援、協力要請

【計画期間中に実施した主な施策】

- 「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」を毎年実施、公表(内閣府)
- 都道府県知事、政令市長あてに政策・方針決定過程への女性の参画の拡大について協力を要請(内閣府)
- 地方公共団体に対し、女性地方公務員の採用、登用、職域拡大等に積極的に取り組むよう、各種会議等において要請(総務省)

【主な政策効果】

● 都道府県・政令指定都市の審議会等委員に占める女性割合

	12年	13年	14年	15年	16年
比率(%)	20.5	22.8	24.9	26.2	28.1

資料出所：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

● 市町村における法律、政令又は条例に基づく審議会等委員に占める女性割合

	14年	15年	16年

比率(%)	18.4	18.8	19.8
-------	------	------	------

注：市町村の中には、政令指定都市を含む。

資料出所：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

● 地方公務員採用試験合格者に占める女性割合 ( % )

	12年度	13年度	14年度	15年度
都道府県	25.7	23.0	23.4	22.3
市区	51.3	52.9	51.2	50.8

資料出所：総務省「地方公共団体の勤務条件等に関する調査」

● 都道府県・政令指定都市における管理職(本庁課長相当職以上)の女性割合(%)

	12年	13年	14年	15年	16年
都道府県	4.1	4.3	4.5	4.8	4.9
政令指定都市	4.9	5.4	5.9	6.3	6.4

資料出所：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

(3) 企業、教育・研究機関、その他各種機関・団体等の取組の支援

【計画期間中に実施した主な施策】

- 各界各層の有識者からなる「男女共同参画推進連携会議」の開催(年5~6回)(内閣府)
- 裁判所、国会に対し、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を要請(内閣府)
- 経済団体に対し女性のチャレンジ支援策について協力を要請(内閣府)
- 各府省に対し、所管法人における女性の参画を促進するよう協力要請(内閣府)
- 大学における男女共同参画の視点に立った教員採用促進を要請(文科省)
- 「女性のキャリアを支援するための懇談会」の女性研究者への支援に関する報告及び科学技術・学術審議会人材委員会第2次提言、第3次提言において、大学等(国公立大学、大学共同利用機関等、施設等機関、独立行政法人、特殊法人等文部科学省の所掌に係る教育研究機関等。以下同じ。)における女性研究者の参画と能力発揮を図るための改革方策を提示、大学等へ周知(文科省)
- 国立大学協会に「男女共同参画に関するワーキンググループ」が設置され、平成12年5月に取りまとめた報告書の中で「2010年までに女性教員の割合を20%に引き上げる」という達成目標を策定。また、各国立大学法人において中期目標・中期計画の中に女性教員の割合向上等について盛り込むなどの取組を推進(文科省)

【主な政策効果】

● 管理的職業従事者に占める女性割合

	12年	13年	14年	15年	16年
比率(%)	9.2	8.9	9.6	9.7	10.1

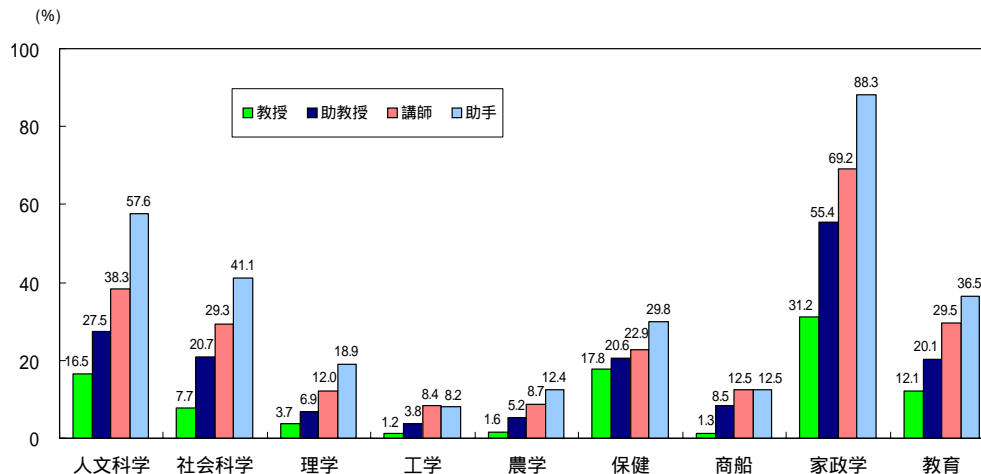
資料出所：総務省「労働力調査」

● 研究者に占める女性割合

	12年	13年	14年	15年	16年
比率(%)	10.6	10.9	10.7	11.2	11.6

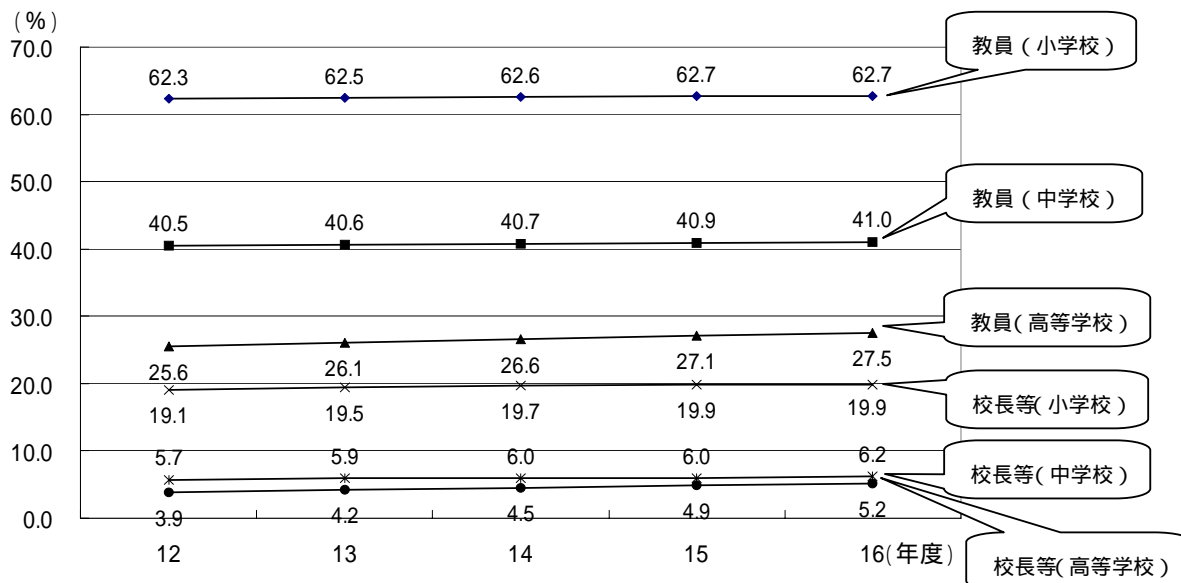
資料出所：総務省「科学技術研究調査報告」

● 大学教員における女性割合



資料出所：文部科学省「学校基本調査」(平成16年度)

● 女性の教員及び校長等の割合(初等中等教育機関)



注：1.本務者である。

2.「校長等」とは、校長及び教頭を指す。

資料出所：文部科学省「学校基本調査報告書」

(4) 調査の実施及び情報・資料の収集、提供

【計画期間中に実施した主な施策】

- ポジティブ・アクション研究会の開催(平成15年～)「男女共同参画社会の将来像検討会報告書の取りまとめ(平成16年6月)等(内閣府)

- 男女共同参画諸外国制度等調査研究において各国のポジティブ・アクションの取組を調査（平成13年～14年）（内閣府）
- 「女性の政策・方針決定参画状況調べ」を毎年実施、公表（内閣府）
- 独立行政法人国立女性教育会館において、行政担当者やNPO等リーダーを対象に「女性のエンパワーメント支援セミナー」を開催（平成13年～）（文科省）

#### < 評価と問題点 >

- 国の審議会等委員への女性の参画の拡大については、着実な成果がみられる。今後は、現在の目標達成後の新たな目標の設定について検討が必要である。
- 都道府県・政令指定都市における審議会等委員への女性の参画の拡大については着実な成果がみられるが、市町村においては取組に地域間格差がみられる。
- 国家公務員について、女性職員の採用については一定の成果が見られるものの、更なる取組が必要である。登用については低調な状態が続いており一層の努力が必要である。
- 地方公務員採用試験合格者に占める女性割合については、市区においては女性が過半数を占めているが、都道府県においては減少傾向にある。また、地域間で取組に格差がみられる。
- 女性地方公務員の登用については、若干の成果が見られるが、地域間で取組に格差がみられる。
- GEMについては、2004年において78か国中38位であり、改善が進んでいない。GEMを算出する指数の一つである就業者における管理的職業従事者に占める女性の割合は増加傾向にあるが、低い水準にあり、国家公務員における女性の登用を促進していくとともに、引き続き、地方公務員も含め、広く企業、各種機関・団体等に取組の支援及び要請を行っていく必要がある。なお、管理的職業に就任した者に対する就任後の支援措置が必要な場合もある。
- 大学教員・研究者の女性の採用・登用の割合については、増加傾向にあるものの依然低く、大学等及びその関係機関・団体における取組が進むよう協力の要請等を行っていく必要がある。

## 2 . 今後の施策の基本的方向と具体的な取組

#### < 目標 >

##### 1 . 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

男女共同参画社会の形成に当たっては、女性の政策・方針決定過程への参画が促進されることが極めて重要である。また、民主主義社会においては、構成員の意思を公正に反映できる参画の制度と運用が必要である。民主主義の成熟を促すとともに、21世紀に必要な社会のあらゆる領域での多様性の確保のためには、政策・方針決定過程への男女共同参画を進め、男女共同参画社会を実現しなければならない。

しかし、我が国においては、女性の政策・方針決定過程への参画状況は、男女共同参画の国際的な指標の一つであるジェンダー・エンパワーメント指数（GEM）から見ても極めて不十分である。男女共同参画社会基本法では、男女共同参画の形成についての基本理念の一つとして、「政策等の立案及び決定への共同参画」を掲げている。さらに、同基本法においては、国は、基本理念を踏まえた施策の総合的な策定、実施の責務を負うことが規定されており、その施策の中には積極的改善措置（ポジティブ・アクション）が含まれている。

今後、公的分野・私的分野を問わず、政策・方針決定過程への女性の参画を拡大していくために、まず、国が率先して、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の促進について取組を進める必要がある。国民の目に見える形で女性の政策・方針決定過程への参画が進むことによって、より一層男女共同参画社会の形成が進むことが期待される。

また、国だけでなく、地方公共団体、企業、各種機関・団体に対しても広く女性の参画促進を呼びかけ、その取組を支援する。

## （１）国の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

### 【施策の基本的方向】

行政分野において、施策の対象及び施策の影響を受ける者の半分は女性であることから、女性の参画を拡大していくことが重要である。政策・方針決定過程への男女共同参画は民主主義の要請である。

平成 15 年の「社会のあらゆる分野において、2020 年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも 30% 程度になるよう期待する。そのため、政府は、民間に先行して積極的に女性の登用等に取り組むとともに、各分野においてそれぞれ目標数値と達成期限を定めた自主的な取組が進められることを奨励する」との男女共同参画推進本部決定に従い、国の政策・方針決定過程への女性の参画を進める。

国の審議会等については、平成 12 年の男女共同参画推進本部決定において、平成 17 年度末までのできるだけ早い時期に女性委員の割合を 30% にするという目標が掲げられ、着実に達成が図られてきた。これを踏まえ、新しい目標の設定など更に努力が必要である。

女性国家公務員については、国家公務員法に定める平等取扱いと成績主義の原則に基づきながら、女性の採用・登用等を促進する。政府としては、人事院の策定する指針を踏まえ、仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し等の環境整備も含め、女性の採用・登用等の促進に向けて積極的な取組を行う。

### 【具体的な取組】

- 国の審議会等委員への女性の参画の拡大について、新たな目標設定を検討する。
- 平成 15 年 6 月の男女共同参画推進本部決定における「社会のあらゆる分野において、2020 年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも 30% 程度になるよう期待する。」との目標に向けて計画的に取組を進めるとともに、各分野における指導的地位に占める者の範囲を確定し、定期的にフォローアップ

プを行う。

- 平成 16 年 4 月の男女共同参画推進本部決定及び各省庁人事担当課長会議申合せを受けて、採用及び登用の拡大状況等のフォローアップを行う。
- 女性の国家公務員の採用・登用の一層の拡大を図る上で必要な制度面及び運用面の整備・改善事項（例えば、中途採用の活用、必要に応じたゴール・アンド・タイムテーブル方式の法制化）について検討を行い、できる限り実施する。
- 常勤の国家公務員の短時間勤務制度の導入について早期に検討する。
- 男性の育児休業取得促進を国が率先して実施する。
- 日本学術会議の女性会員比率に関し、引き続き目標達成に取り組む。

## （ 2 ） 地方公共団体等における取組の支援、協力要請

### 【施策の基本的方向】

住民に身近な行政に携わる地方公共団体の政策決定は、一人一人の住民の生活に大きな影響を与えることから、国と同様、「2020 年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも 30% 程度になるよう期待する。」との目標を踏まえ、地方公共団体における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大が重要である。各都道府県・政令指定都市において、審議会等委員や公務員への女性の登用を促進する取組が行われてきているが、その成果には格差が見られることから、更なる推進のための支援・協力要請を行う。

また、このような取組を市町村にも普及するための助言・支援を行うよう、都道府県に対し協力を要請する。

### 【具体的な取組】

- 都道府県・政令指定都市における審議会等への女性の参画について調査を実施し、情報提供を行う。また、市町村における取組の支援について、都道府県に協力を要請する。
- 「2020 年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも 30% 程度になるよう期待する。」との目標を踏まえ計画的に取組を進めるとともに定期的にフォローアップを行うよう支援・協力要請を行う。
- 地方公共団体において女性地方公務員の採用、登用等の拡大に向けたより積極的な取組が推進されるよう、要請及び情報提供を行う。

## （ 3 ） 企業、教育・研究機関、その他各種機関・団体等の取組の支援

### 【施策の基本的方向】

政治、経済、社会、文化などあらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大について、「2020 年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも 30% 程度になるよう期待する。」との目標を踏まえ、広く協力要請を行う。

また、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供するという積極

的改善措置（ポジティブ・アクション）に自主的に取り組むことを奨励する。

#### 【具体的な取組】

- それぞれの分野で「2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する。」との目標を踏まえ政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するため、自主的な行動計画の策定について継続的に協力要請・支援を行う。
- 独立行政法人、特殊法人及び認可法人に対して、女性の政策・方針決定過程への参画に係る計画を策定する等の積極的な取組を促進するよう協力を要請する。
- あらゆる機会を通じて、女性の登用等について企業、労働組合、経営者団体、教育・研究機関、PTA、スポーツ団体、政党、協同組合等各種機関・団体等に協力要請を行うとともに、社会的気運の醸成を図る。その際、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）に関し、各分野における実施状況や実効性ある具体的な措置に関する情報提供等を行い、実効ある方策が取り入れられるよう協力を要請する。
- 国公立を問わず各大学において、学長が率先してリーダーシップを発揮するなど、女性が活躍できる環境づくりに取り組み、女性の参画を促進するよう協力を要請する。
- 国立大学協会報告書において策定した「2010年までに女性教員の割合を20%に引き上げる」という達成目標も踏まえ、各国立大学法人における女性教員の割合向上などの取組を促す。
- 独立行政法人大学評価・学位授与機構の評価項目に女性教員の割合向上のための取組を盛り込むことを促す。

#### （４）調査の実施及び情報・資料の収集、提供

##### 【施策の基本的方向】

政策・方針決定過程への女性の参画に関し、様々な分野における現状や問題点を定期的に調査・分析するとともに、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）について、各分野における実効性ある措置の具体化について検討し、その推進を図る。また、女性の人材に関する情報を必要としている者の利便性向上を図る。さらに、男女を問わず国民の行政情報へのアクセスを進め、政策・方針決定過程の透明性を確保する。

##### 【具体的な取組】

- 引き続き、様々な分野における女性の政策・方針決定過程への参画状況につき調査を実施し、情報提供を行う。
- 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進について、各分野における実施状況やその効果について調査・研究しつつ、実効性ある具体的な措置のモデルの開発を進め、それらの成果の普及に努める。
- 女性の人材に関する情報提供について、個人情報保護に配慮しつつ、より広い範囲で利用可能なシステムの構築を検討する。



- 政策・方針決定過程に登用された女性のネットワーク作りを支援し、新たな人材の発掘・育成を図る。
- 政策・方針決定過程の透明性を確保するため、情報公開法制度及び政策評価制度等の的確な施行を確保するとともに、広く国民の意見を募集するパブリックコメント手続が一層活用されるよう努める。
- 政治分野における男女共同参画が極めて重要であることを踏まえ、女性議員の比率が高い国等諸外国の法制度、政策の調査を行い、その結果を広く一般に公表する。